

(請求人あて)

豊橋市監査委員	古池弘人
同	野口洋
同	坂柳泰光
同	伊藤哲朗

豊橋市職員措置請求について（通知）

令和6年6月26日付けで提出のあった豊橋市職員措置請求（以下「本件請求」という。）については、次の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求としての要件を欠いて不適法であり、これを却下することとしたので、その旨を通知します。

理 由

1 本件請求の内容について

本件請求は、以下の点を主張してなされたものであると解される。

豊橋市は「多目的屋内施設関連市場調査委託業務」の業務委託契約（以下「当該契約」という。）を、受託者である株式会社日本総合研究所（以下「当該受託者」という。）と締結し、令和4年7月29日に委託料として、5,610,000円（以下「当該金額」という。）を、当該受託者に支払ったが、当該契約の業務期間内に、当該受託者から豊橋市に成果品が提出されていないことが明らかとなった。

これは契約違反であり、債務不履行であるにも関わらず、豊橋市は当該契約の解除及び当該金額の返還請求を怠っている。

したがって、債務不履行に基づき、当該契約を解除し、当該受託者に対し当該金額の返還を求めるよう、豊橋市長に勧告することを監査委員に求めている。

2 本件請求についての検討

(1) 請求人は、「これは契約違反であり、債務不履行であるにも関わらず、豊橋市は当該契約の解除及び当該金額の返還請求を怠っている」と主張している。法第242条第1項の「怠る事実」について、最高裁昭和53年6月23日判決によれば、法第242条第2項の1年の請求期間制限の適用を受けないと判示している。

しかし、最高裁昭和62年2月20日判決によれば、行政の法的安定性の確保から監査請求に期間制限を設けた法第242条第2項の趣旨を踏まえ、「監査請求が、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事

実としているものであるときは、当該監査請求については、右怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日を基準として同条2項の規定を適用すべきものと解するのが相当である」と判示している。

このことを踏まえて本件請求を検証すると、請求人が主張する請求権は当該契約に係る公金の支出の違法又は不当を前提とするものであることから、これに係る監査請求は法第242条第2項の適用を受けることになる。

本件請求における要件審査の過程で確認したところによれば、当該契約に係る公金の支出は令和4年7月29日に行われており、本件請求があった令和6年6月26日時点で1年を経過しており、法第242条第2項ただし書にいう「正当な理由」が存しない限りにおいては同項の請求期間制限の規定に反した不適法なものとなる。

- (2) 請求人は、「豊橋市による報道発表があった令和6年5月30日まで、当該受託者からの成果品（報告書）が業務期間内に提出されていなかったことを、請求者は知り得る立場になかった。加えて、豊橋市は豊橋市議会にて令和4年6月20日に「成果物である報告書を受領」など、後に報道発表した事実と反する答弁を繰り返していた。よって、請求者は、当該財務会計行為から1年を経過する前に、請求の要旨に記載の理由で、監査請求をすることはできず、1年を経過した正当な理由に該当する」と主張していることから、その妥当性を判断する必要がある。

最高裁昭和63年4月22日判決及び最高裁平成14年9月12日判決によれば、法第242条第2項の「正当な理由」の有無は、特段の事情がない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。」と判示している。

そして、「相当な期間内」に監査請求をしたか否かについては、最高裁平成14年9月12日判決において、約3か月を経過してはじめて監査請求を行った事案につき相当な期間内に監査請求をしたものということはできないとしたものや、最高裁平成20年3月17日判決において、情報公開条例に基づく開示請求により具体的な内容が明らかになった1か月後に監査請求を行ったことについて正当な理由があるとされたものなどがあることから、個別の事情に応じて判断することになる。

このことを本件請求に当てはめて、請求人が主張する正当な理由について点検したところ、成果品が業務期間内に提出されていなかったことを、令和6年5月30日の市の報道発表で知り得た旨請求人は主張している。

しかしながら、要件審査の過程で次のことが確認できた。

ア 令和6年3月12日に開催された議会運営委員会にて、豊橋市議会議員である請求人と豊橋市議会議員Aが「多目的屋内施設関連市場調査、及び、同報告書について」緊急質問を行うための説明の中で、豊橋市議会議員Aが「豊橋市が主導して、報告書の修正作業が進められ、令和4年7月20日に豊橋市から日本総研に対して修正を終えた報告書の最終版（豊橋市が最終的に作成した多目的屋内施設関連市場調査報告書）が送付され、日本総研は豊橋市の指示に従い、副本を必要部数印刷して提出した」と発言をした。

イ 令和6年3月13日付け中日新聞にて「2022年1月、市と新アリーナに関する市場調査の業務委託契約を結び、同年6月までに報告書を提出。その後「市が主導して」修正さ

れ、同年7月に「市から修正を終えた報告書の最終版が送付され」た」との報道があった。

このようなことから、請求人は令和6年3月12日には本件請求の要旨に記載されている行為について、監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される。

以上のことから、本件請求は令和6年3月12日の時点から起算して3か月半を経過しており、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたとは言えず、法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」には当たらない。

3 これらのことから、本件請求については、その監査請求が法242条第2項に定める監査請求期間内にされたと言えず、監査請求期間の徒過につき同項ただし書の「正当な理由」を認めることもできない。

4 結論

よって、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を欠き、不適法であるので却下する。